

路線バス(乗合バス)の上限運賃改定の申請について

国際興業株式会社(本社:東京都中央区、社長:南正人)では、本日2023年8月1日、国土交通省関東運輸局長宛に東京都内の乗合バス運賃の上限運賃改定認可申請を行いました。

申請理由および申請概要等は次のとおりです。お客様にはご負担をおかけしますが、どうぞご理解をお願い申し上げます。

1. 申請理由

弊社東京都内地区においては1997年12月10日実施の運賃改定以来*1、26年間、安全運行を最優先させつつ、路線網の拡充や利用者利便策の充実を図って参りました。しかしながら、この間、少子高齢化やマイカー・自転車等との競合など利用者数確保には困難な環境が続き、さらに近年では、コロナ禍の影響により新たな生活様式が定着し通勤需要等は低迷しており、収入面において今後極めて厳しい事業運営を余儀なくされるものと想定されます。

他方、人材不足が顕著なバス運転士を中心とする人件費や燃料費は増加傾向であり、また、何よりも大切な安全対策をはじめ、定期的な車両代替・利便向上策・環境対策等のコストも同様に増加傾向となっており、収入面の苦境と併せて事業経営を圧迫してきております。

しかしながら、このような事業環境であっても、公共交通としての弊社バス事業を、今後も安全・安定的に継続していく必要があり、そのための施策の一つとして、今般、上限運賃の変更を申請いたしました。弊社としては、引き続き経営努力に努めて参る所存ですので、どうぞ、ご理解をお願い申し上げます。*1 2014年・2019年の消費税転嫁改定を除きます。

2. 申請概要

- (1) 申請日 2023年8月1日
(2) 運賃改定実施予定日 2023年11月1日(予定)
(3) 申請対象路線 弊社東京都内の全路線*2

*2 東京都内と埼玉県内をまたぐ区間(増14系統:成増駅～早瀬、赤20・21系統:赤羽駅東口～坂口、川04系統:弥平新田～舎人団地、川14-2系統:弥平新田～舎人駅、川15系統:東領家四丁目～谷在家駅循環、川16系統:芝川橋～入谷町)についても改定対象となります。

(4) 現行・申請運賃比較表

	現行運賃		申請上限運賃 *3		実施運賃(予定) *4	
	現金	ICカード	現金	ICカード	現金	ICカード
普通旅客運賃	220円	220円	240円	240円	230円	230円
同 定期券 (通勤一ヶ月)	9,810円		10,700円		10,250円	

*3 申請(上限)運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される、バス事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。

*4 実施運賃は、認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客様から收受する運賃額です。